SNS マーケティングサービス個別規定

(SNS マーケティング等のプロモーション包括受託サービス概要)

第１条　当社は、SNS マーケティング業務をはじめとするプロモーション包括受託サービス（以下「本サービス」といいます）として、当社又は当社以外の第三者が制作・運用・管理・保守を行うインターネット・リアルメディア（以下「対象メディア」といいます）を利用した、広告出稿、記事・画像・動画等のコンテンツ（以下「各種コンテンツ」といいます）制作及び投稿、アフィリエイト等を行います。本サービスは当社が自ら遂行する場合と当社が委託するインフルエンサーなどの第三者（以下「インフルエンサー」といいます）が実施する場合があります。サービスの内容にどのような業務が含まれるかについては、業務条件書（見積書、オリエンテーションシート、提案資料、仕様書、要件定義書等、文書の名称を問わず業務内容と履行条件を定めた文書であって、申込書において特定された文書を意味します。業務条件書を添付した電子メール・LINE/Chatwork 等のチャットシステム上のメッセージ・FAX を含みます。以下本規約において同じ）に定める通りとします。

(業務条件書)

第２条　業務条件書の内容は、お客様と当社との契約内容を構成します。お客様との口頭の合意や当社が提示したその他の文書と業務条件書の内容が矛盾抵触する場合には、業務条件書の内容が優先します。業務の内容が追加的に変更される場合には、別途業務条件書を作成の上、対応する申込書を提出するものとします。

２　当社がお客様のために制作した各種コンテンツ等の成果物（以下「サービス成果物」といいます）の編集用データ(ai,PSD ファイル等)は、業務条件書に記載されている場合の他はお客様に提供されません。

３　業務条件書において特に明示した場合の他は、サービス成果物の公開期間は保証されません。サービス成果物は当社、インフルエンサー、プラットフォームそれぞれの都合により、随時公開が停止される可能性があり、当社に明示的に起因する場合を除いては、当社は停止の責任を負いません。

４　業務条件書において特に明示した場合の他は、公開の期間中や公開の直後であっても、当社及びインフルエンサーはサービス成果物のＰＲの対象である製品・サービス・企業と直接的又は間接的に競合・競争関係にある製品・サービス・企業・プラットフォームに関してＰＲ・広告・提携等について制限を受けません。

５　インフルエンサーを用いる場合でも、本サービスにかかる契約関係は、お客様と当社との間で成立します。お客様とインフルエンサーとの間には契約関係は発生しません。

６　当社は、お客様に対し、本サービスの提供により発生した売上等の実績に連動して報酬を算出する成果報酬型の提案をすることがあり、お客様がこれを承諾した場合、成果連動型サービスとして本サービスを提供します。成果連動型サービスにおける成果（対象となる売上高等の定義、報酬の算定方法、対象期間及び報告期限等を含みます）の詳細は業務条件書及び個別契約で定めるものとします。

(投稿の事前確認)

第３条　業務条件書において報酬が固定報酬と定められている場合、当社はサービス成果物の投稿等による公開に先立ち、お客様の確認に供します。

２　当社は、サービス成果物が業務条件書で必須要件として定められている条件が守られていない場合、当該要件を充足するための変更を行います。
３　業務条件書で指定されたメディア・クリエイターが有する独自・既定の作風・世界観・トーン＆マナーに反する業務指示は行えません。
４　お客様は、サービス成果物の内容が景表法、薬機法等に反しないかについて、お客様の責任において確認するものとします。

（検収および成果確認）
第４条
本サービスにおける当社の役務提供の完了及びこれに伴う報酬請求権の発生は、対象となる案件が検収を要するサービスであるか、成果連動型サービスであるかに応じて、第２項に定める「検収の完了」、又は第４項に定める「成果の確定」のいずれか（又はその双方）をもって行われるものとします。これらの適用区分その他の詳細は、個別契約及び業務条件書で定めるものとします。
２　業務条件書において当社の役務提供（サービス成果物の公開、インサイトデータの提出等を含みます）に対する検収が設定されている場合、当社が当該役務提供を完了した旨を通知した後、お客様は遅滞なく当該役務提供内容の検収を行うものとします。お客様は、検収の結果、内容が業務条件書に適合していると認めた場合は、当社所定の手段により検収完了の通知を行うものとします。本サービスのうち当該対象となる役務提供は、当該検収完了の通知をもって完了したものとみなします。
３　前項の通知後、４営業日（当社基準）以内にお客様から書面又は電子メールによる具体的な理由を付した異議の申し出がない場合、当該期間の満了をもって前項の検収が完了したものとみなします。
４　成果連動型サービスである場合、お客様は業務条件書等で定められた期日までに、対象期間に発生した成果（売上実績等）を当社に報告するものとします。当社が当該報告内容を確認し承諾した時点をもって対象期間の成果が確定し、これに対する当社の役務提供が完了したものと扱われます。お客様が成果の発生に問題が無いことを当社に報告した場合又は当社の通知以降お客様の報告が無いまま２ヶ月が経過した場合には、成果が発生したものと扱われます。お客様は成果の発生に異議がある場合には、業務条件書に照らして合理的な理由を付するものとします。

（サービス料金）
第５条　本サービスの料金（固定報酬・成果報酬の別を含みます）及びお支払い条件は、業務条件書に記載の通りです。業務条件書に定めの無い場合には、固定報酬（成果報酬でないもの）は掲載月の翌月末日までに、成果報酬は第４条に基づく成果確定月で締めて、締月の翌月末日までに支払うものとします。
２　インフルエンサーマーケティングの実施者に当社が報酬として提示する金額は、当社の裁量にて定まるものとし、決定後も当社の判断にて変更できるものとします。

（知的財産権）
第６条　サービス成果物であって、当社やインフルエンサーの名義で公開されるものの著作権は、掲載後も当社又はインフルエンサーに留保されます。
２　サービス成果物は、業務条件書で特に定めた以外は、お客様に使用許諾されず、二次利用等は行えません。当社との協議の結果、使用が許諾される場合でも、特定の目的への適合性、収益性、汎用性、特定の環境での使用可能性等は

保証されません。

3　当社は、サービス成果物が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証します。ただし、お客様から提供された資料、データ、画像等の素材、及びインフルエンサーが独自の判断により手配・使用した素材（BGM、映像、背景の映り込み等を含みますがこれに限られません）に起因する権利侵害については、本項の保証の対象外とし、当社は一切の責任を負わないものとします。

4　本サービスは、本サービスを利用してお客様と取引関係に入るインフルエンサーの評判・社会的信用性・行状・素行等を保証するものではありません。

（制限事項）

第７条　当社が公開したサービス成果物、サービス成果物を掲載する当社メディアは、法令・ガイドラインの遵守、適正性の確保、市場性・優位性の確保のため、随時修正される場合があります。

2　本サービス上の運営上当社が取得する各種の情報については、お客様や個人を特定できない情報とした上であれば、当社は、本サービスの改善のためや、独立した取引対象として使用することができるものとします。

3　当社は、業務条件書において明示される以外の委託先名称、委託料等の委託条件、委託先の当社等との取引実績、委託先による業務実績や成果をお客様に開示する義務を負いません。

4　本サービスは、お客様の委託意図に基づいたマーケティングが実施されることや、所期の広告効果が発揮されることを保証するものではありません。

5　本サービスは、性質上、炎上等、ＳＮＳやその他のインターネット上での過剰な反応を引き起こす可能性があります。そのような反応が起きないこと、反応を収束させられることは保証できず、当社やインフルエンサーの過失を問わず、お客様において対応に要した費用や、信用の低下を補償することはできません。

6　事前確認を経てサービス成果物が対象メディアに掲載された場合、ＰＲ対象の商品役務の名称に誤りがある場合又は閲覧者への正確な情報伝達の観点から合理的な理由がある場合以外は、掲載された内容の変更は行えません。お客様がその都合により投稿等サービス成果物の全体の削除を希望する場合には、当社はこれに応じるものとしますが、削除した場合でも、委託料の返金等は行えません。

7　お客様が当社に本サービスを委託した場合には、当社が本サービスの実施に着手する前であっても、キャンセル等契約の解約はできません。お客様は解約に代えて当社に業務を実施しないことを求めることはできますが、当社が任意に応じる場合を除き、当社に既に支払われた代金は返金されず、未払いの代金の支払いを免れません。

（責任）

第８条　お客様は、当社に提供する本サービス遂行のための原情報について、正確を期し、法令に違反するものでないことを確認する義務を負うものとします。公開されたサービス成果物について当社が第三者よりクレームを受けた場合であって、その原因が当該情報の誤りに起因する場合には、お客様の責任において問題を解決するものとし、当社に連絡があった場合には、お客様に対応を移行することができるものとします。

2　お客様は、本サービスの利用によりお客様が第三者に与えた損害、不利益等であって、専らお客様の責めに基づくものに関して、一切の責任を負うものとします。当社がかかる責任について法律上お客様と並んで共同不法行為責任を負

う場合には、お客様は当社を免責させるものとします。

3　お客様は、本サービスを利用する事業において必要となる医薬品製造販売業・食品営業許可等を適切に維持するものとします。当社からの求めがあった場合には、許可証の写し等を当社に交付するものとします。

（禁止行為）

第９条　お客様は、以下各号の行為を行ってはならないものとします。 また、当社はお客様が以下の行為を行う恐れがあると判断した場合、お客様への事前の通知・承諾無しに本サービスの提供を中止したり、既に履行した部分を撤回したりする等の措置を講じることができるものとします。

（１）当社やインフルエンサーに対して、ＰＲ対象の商品・サービスに関して、事実と異なる事項を伝える行為

（２）当社やインフルエンサーに対して、ＰＲ対象の商品・サービスに関して、事実と異なる事項をＰＲしたり、誇張したりする事を依頼する行為

（３）当社やインフルエンサーに対して、お客様との委託関係を秘匿することを依頼する行為

（４）インフルエンサーに対して、当社を介さず報酬を提供する行為

（５）本サービスを介して一度でも業務を委託したインフルエンサーに本サービスを介することなく、何らかの業務を委託する行為

（６）本サービスを介して知ったインフルエンサーを雇用する行為

（７）インフルエンサーが一般に公開していない個人事項又は業務上の事項を公表し又は業務条件書で許諾された以外の目的に利用する行為

2　お客様が前項４～６号の禁止行為を行った場合、違約金として、お客様が過去５年間に当社に本サービスの料金として支払った金額に５００％を乗じた金額又は１００万円のいずれか高い方を違約金として支払うものとします。

（契約期間）

第１０条　本サービスの利用にかかる個別契約が成立した場合、当該個別契約の契約期間は、当該個別契約に別段の定めがある場合の他は、契約開始日より３ヶ月間とします。個別契約は、契約期間の満了日の１ヶ月前までに当社またはお客様のいずれかから個別契約を更新しない旨の通知がされない限り、当該満了日をもって３ヶ月間、同条件にて更新され、その後も同様とします。

株式会社 PLAN-B
制定：2026 年 11 月 1 日